

島田市自動車運転管理等業務包括業務委託 個別仕様書（資産活用課業務）

業務実施場所等

1 業務場所

島田市中心1番の1 島田市役所本庁舎 ほか

2 業務日

(1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（「以下、休日等」という。）を除く。）

(2) 運行計画のある日曜日、土曜日及び休日等

3 業務時間

原則、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、公用バス及び団体用バス（以下「公用バス等」という。）の運行計画、交通状況等による変更あり。

委託業務内容

1 公用バス等の運行業務

(1) 公用バス等で使用する車両は、以下のとおりとする。

車名	登録番号	初度登録年月	型式	乗車定員
日野 メルファ	静岡200 は・128	平成16年 10月	PB - RR7JJAA	42人
日産 シビリアン	静岡200 さ・151	平成12年 5月	KK9 - BHW41	29人
日野 リエッセ	静岡200 さ・767	平成23年 9月	SDG - XZB51M	29人

(2) 公用バスの運行業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 公用バス申込書及び運行計画に基づき、運行シフト表を作成

イ 運行シフト表に基づくバスの運行業務（始業前・後点検、公用バス車両の運転、乗客への接遇、待機中の車両管理、給油、車両清掃、異常報告及び引継ぎ、緊急時の対応等の運行に係るすべての業務）を実施

ウ 事故、交通状況等により運行に遅延が発生した場合においても、関係法令等を遵守し対応

エ 交通事故が発生した場合、速やかに負傷者等の救護、危険防止措置、警察への通報、相手方の確認等、事故現場において必要な措置を講じること。

(3) 団体用バスの運行業務の詳細は、以下のとおりとする。

ア 島田市団体用バス運行事業実施要領に基づき運行業務を行うものとし、運行時間は午前9時から午後4時までとする。

イ 団体用バス運行事業利用申込書に基づき、運行シフト表を作成

ウ 運行シフト表に基づくバスの運行業務（始業前・後点検、団体用バス車両の運転、乗客への接遇、待機中の車両管理、給油、車両清掃、異常報告及び引継ぎ、緊急時の対応等の運行に係るすべての業務）を実施

エ 事故、交通状況等により運行に遅延が発生した場合は、関係法令等を遵守し対応

オ 交通事故が発生した場合、速やかに負傷者等の救護、危険防止措置、警察への通報、相手方の確認等、事故現場において必要な措置を講じること。

(4) 災害時等において、業務履行時間外に公用バス等の運行が必要となった場合には、委託者と別途協議のうえ、決定するものとする。

2 バス運行以外に関する業務

(1) 公用バス等を常に良好な状態に維持するため、以下のとおり日常管理業務を行うものとする。

ア 公用バス等の洗車（運行日毎）、車内点検・清掃（運行日毎）、適宜ワックスがけ等を行い、車両を良好な状態に保つこと

イ 公用バス等の日常点検

(2) 庁舎及び庁舎周辺の管理業務の内容は、以下のとおりとする。

ア バス車庫内、庁舎倉庫等の整理

イ 庁舎及び庁舎周辺の花壇管理、除草、生垣剪定。作業範囲は別紙のとおりとする。

3 その他各業務に共通する事項

(1) 業務内容の詳細については、別途、業務詳細説明書により示す。

(2) 業務に係る消耗品等の負担は、別紙費用負担区分表のとおりとする。

(3) 各業務の履行については、原則として当日中の業務が完了するまで継続しなければならない。

(4) 使用する車両については、委託者が無償で貸与する。

委託要件

1 公用バス等の運転業務を行う者は、大型2種免許を取得している者とし、健康で、高い安全意識と運転技術を有し、安全運転を継続的に遂行することが可能な者でなければならない。

2 公用バス等の運行業務にあたり、以下の条件以上の自動車保険に受託者負担で加入することとし、保険証券（証書）の写しを委託者に提出すること。

(1) 対人賠償：無制限

(2) 対物賠償：無制限

(3) 人身傷害：1名につき1億円、1事故につき10億円

(4) 車両保険：任意加入。受託者の判断によるものとし、委託者は費用を負担しない。ただし、業務履行に伴い公用バス等を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原状に回復しなければならないものとする。

使用することができる設備、機器等

1 使用することができる設備、機器等（以下「備品等」という。）は、以下のとおりとする。なお、使用することができる備品等の利用の可否等は、受託者において判断するものとする。ただし、使用することができる備品等は、現段階での想定のため、今後変更する可能性がある。

備品等	個数	備考
草刈機	3	職員と共有
事務机	1	
椅子	1	

2 使用することができる備品等における委託者との協議は、受託者決定後に行うものとする。なお、受託者決定後、速やかに協議を行うことができるよう、事前に活用方法を検討しておくこととする。

参考数値（資産活用課の業務実績）

1 運行以外の作業実績

作業稼働時間数：延べ367時間の作業を実施。作業の内訳は以下のとおり。

作業項目	作業の詳細	稼働時間	稼働時間内訳
施設清掃等	バス車庫内、庁舎倉庫（以上清掃）、車庫シャッター（修繕）	180.0 時間	7.5 h × 24 回
花壇管理、庁舎周辺・東側庭園草刈、中央小公園西駐車場生垣剪定	花壇植替え、除草草刈、生垣剪定	187.5 時間	7.5 h × 25 回

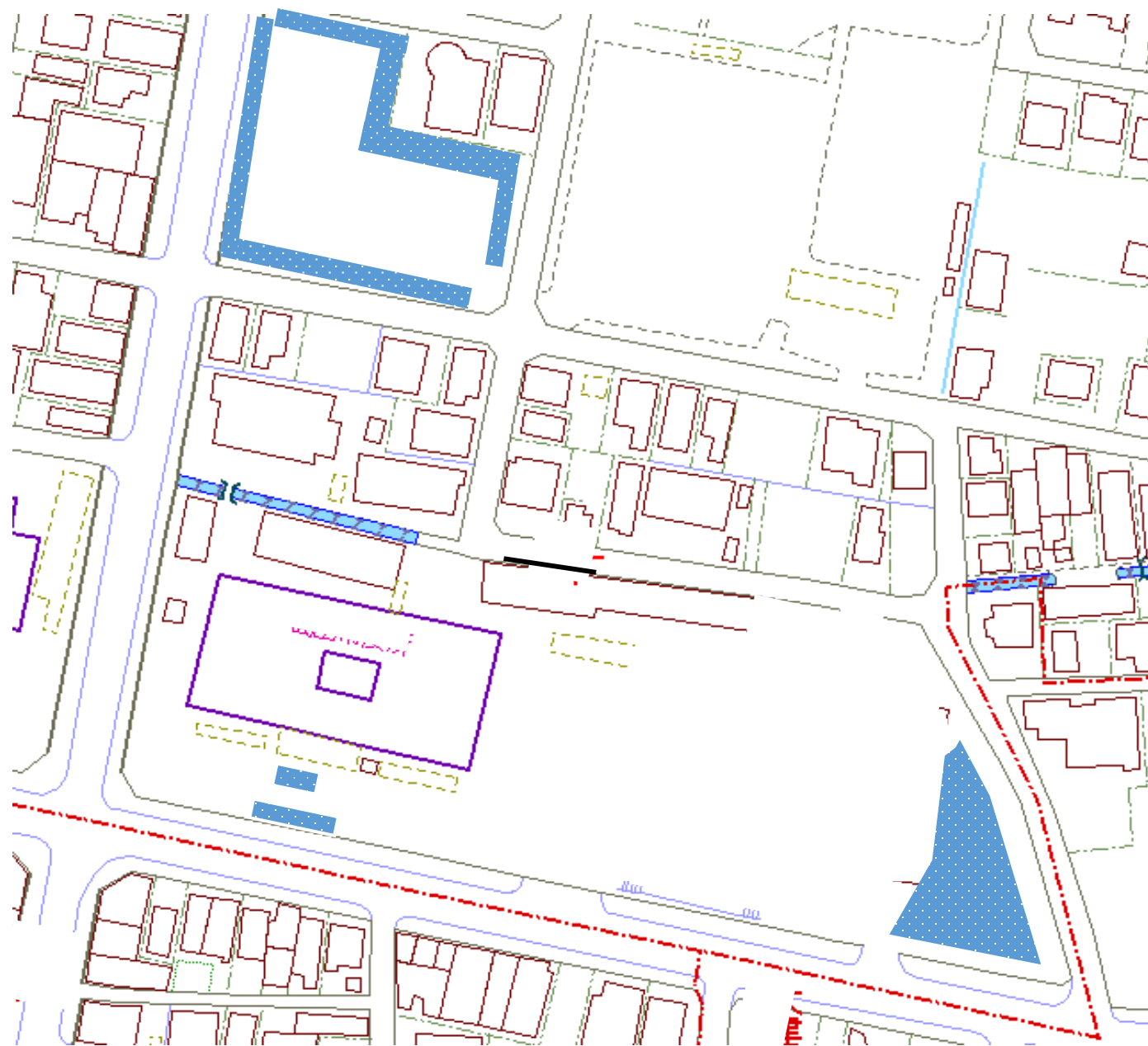
2 平成28年度から平成30年度までの運行実績

車名	H28	H29	H30
日野 メルファ	166 件	179 件	174 件
日産 シビリアン	163 件	154 件	167 件
日野 リエッセ	142 件	141 件	135 件
合計	471 件	474 件	476 件

3 平成30年度走行距離実績

車名	年間走行距離実績
日野 メルファ	15,927km
日産 シビリアン	9,871km
日野 リエッセ	10,380km
合計	36,178km

(別紙) 庁舎及び庁舎周辺の管理業務(花壇管理、除草、生垣剪定)の作業範囲



花壇管理、除草、生垣剪定

作業箇所:



(別紙)

費用負担区分表

項目	委託者	受託者
*車検		
車検整備	○	
重量税	○	
自動車税	○	
自賠責保険	○	
自動車任意保険		○
*法定点検		
点検整備	○	
*燃料		
燃料	○	
*油脂		
エンジンオイル	○	
デファンシャルオイル	○	
トランスミッションオイル	○	
ブレーキフルード	○	
グリース	○	
その他オイル類	○	
*消耗品		
オイルエレメント	○	
ランプ		
ウインドウォッシャー液		
バッテリー液	○	
ワックス		
不凍液		
ウエス		
油膜取り		
曇り止め		
消臭剤	○	
タイヤクリーナー		
セーム皮		
洗車ブラシ		
カーシャンプー		
タール落とし		
手袋		
バケツ		
その他通常の良好な車両管理に必要な消耗品		
*小修理及び整備		
タイヤの交換	○	
チューブの交換	○	
バッテリーの交換	○	
タイヤチェーンの交換	○	
シートカバー交換	○	
カークーラーの修理調整	○	
その他ファンベルトの修理交換等で受託者の責任によらない修理	○	
*その他		
通行料	○	
駐車料	○	
シートカバーのクリーニング	○	

島田市自動車運転管理等業務包括業務委託 個別仕様書（教育総務課業務）

業務実施場所等

1 業務場所

島田市中心5番の1 プラザおおるり 1階 教育総務課 ほかに市内公共施設43ヶ所（市内公共施設の詳細については、別紙のとおり）

2 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日及び委託者が定める学校閉庁日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

3 業務時間

原則、午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとする。ただし、交通状況等による変更あり。

委託業務内容

1 公用自動車の運行及び文書等集配業務

(1) 公用自動車の運行及び文書等集配で使用する車両は、以下のとおりとする。

車名	登録番号	初年度登録年月	型式	乗車定員
スズキ エブリィ	静岡480 こ 6806	平成27年 10月	HBD-DA17V	2人
ダイハツ ハイゼット	静岡480 さ 1027	平成28年 6月	EBD-S321V	2人

(2) 公用自動車の運行業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 運行計画を作成

イ 運行計画に基づき、公用自動車の運行業務（始業前・後点検、公用車両の運転、待機中の車両管理、給油、車両清掃、異常報告及び引継ぎ、緊急時の対応の運行に係る業務）を実施

ウ 事故、交通状況等により運行に遅延が発生した場合においても、関係法令等を遵守し対応

エ 交通事故が発生した場合、速やかに負傷者等の救護、危険防止措置、警察への通報、相手方の確認等、事故現場において必要な措置を講じること。

(3) 文書等集配業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 運行計画に基づき、島田市教育委員会文書棚から文書や送付物を各施設へ運搬、各施設から島田市教育委員会文書棚へ文書を運搬

イ 各施設から運搬してきた文書及び送付物を島田市役所本庁舎文書棚と島田市教育委員会文書棚で施設ごとに振り分け、回収

ウ 指定施設の伝票を島田市役所会計課で振り分け、返却伝票を回収

エ 各図書館及び指定施設間の図書運搬

2 公用自動車の維持管理業務

(1) 公用自動車を常に良好な状態に維持管理するための日常点検を行うものとする

る。

(2) その他公用自動車の維持管理業務に付随する業務

4 その他各業務に共通する事項

- (1) 業務内容の詳細については、別途、業務詳細説明書により示す。
- (2) 業務に係る消耗品等の負担は、別紙、費用負担区分表のとおりとする。
- (3) 各業務の履行については、原則として当日中の業務が完了するまで継続しなければならない。
- (4) 使用する車両については、委託者が無償で貸与する。

委託要件

- 1 公用自動車の運転業務を行う者は、普通自動車免許を取得している者とし、健康で、高い安全意識と運転技術を有し、安全運転を継続的に遂行することが可能な者でなければならない。
- 2 公用自動車の運転業務にあたり、以下の条件以上の保険に受託者負担で加入することとし、保険証の写しを委託者に提出すること。
 - (1) 対人賠償：無制限
 - (2) 対物賠償：無制限
 - (3) 人身障害：無制限
 - (4) 車両保険：任意加入。受託者の判断によるものとし、委託者は費用を負担しない。ただし、業務履行に伴い公用自動車を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原状に回復しなければならないものとする。

使用することができる設備、機器等

- 1 使用することができる設備、機器等（以下「備品等」という。）は、以下のとおりとする。なお、使用することができる備品等の利用の可否等は、受託者において考えるものとする。ただし、使用することができる備品等は、現段階での想定のため、今後変更する可能性がある。

備品等	個数	備考
事務PC兼用机	2	職員と共有
専用台車	2	
専用コンテナ	5	

- 2 使用することができる備品等における委託者との協議は、受託者決定後に行うものとする。なお、受託者決定後、速やかに協議を行うことができるよう、事前に活用方法を検討しておくこと。

参考数値（教育総務課業務の運行実績）

1 平成30年の運行実績

	H30
スズキ エブリィ	234 日
ダイハツ ハイゼット	234 日
合 計	468 日

2 走行距離実績

	年間走行距離	3 月末距離	4 月当初距離
スズキ エブリィ	14,560km	31,246km	16,686km
ダイハツ ハイゼット	23,346km	41,025km	64,371km

3 文書等集配実績

	公文書等	図書	各種送付物
スズキ エブリィ	コンテナ 3 個 (約30件、約200枚/施設)	コンテナ 2 個程度 (専用バック 7 袋程度)	コンテナ 2 個程度 (5 ~ 10件/月)
ダイハツ ハイゼット	コンテナ 2 個 (約30件、約200枚/施設)	コンテナ10個程度	コンテナ 2 個程度 (5 ~ 10件/月)

集配物のある市内の公共施設

集配する公共施設(Aグループ)

教育委員会	本庁	島田図書館	金谷南支所	金谷図書館 金谷公民館
金谷北支所	駿遠学園	川根図書館	川根小学校	川根地区センター
川根支所	川根中学校	北部ふれあい センター	島田図書館	教育委員会

集配する公共施設(A'グループ)

教育委員会	本庁	伊太小学校	北中学校 教育センター	相賀小学校
神座小学校	伊久美 改善センター	伊久美小学校	五和小学校	金谷図書館
金谷中学校	金谷小学校	島田図書館	教育委員会	

集配する公共施設(Bグループ)

教育委員会	島田図書館	第三小学校	第五小学校	六合中学校
六合東小学校	六合小学校	六合公民館	学校給食課	大津小学校
大津 改善センター	第一中学校	第一小学校	第二小学校	教育委員会

集配する公共施設(Bグループ)

教育委員会	第四小学校	第二中学校	初倉小学校	初倉公民館
初倉中学校	初倉南小学校	西部ふれあい センター	湯日小学校	博物館
島田図書館	教育委員会			

(別紙)

費用負担区分表

項目	委託者	受託者
*車検		
車検整備	○	
重量税	○	
自動車税	○	
自賠責保険	○	
自動車任意保険		○
*法定点検		
点検整備	○	
*燃料		
燃料	○	
*油脂		
エンジンオイル	○	
デファンシャルオイル	○	
トランスミッションオイル	○	
ブレーキフルード	○	
グリース	○	
その他オイル類	○	
*消耗品		
オイルエレメント	○	
ランプ		
ウインドウォッシャー液	○	
バッテリー液	○	
ワックス	○	
不凍液	○	
ウエス	○	
油膜取り	○	
曇り止め	○	
消臭剤	○	
タイヤクリーナー	○	
セーム皮	○	
洗車ブラシ	○	
カーシャンプー	○	
タール落とし	○	
手袋	○	
バケツ	○	
その他通常の良好な車両管理に必要な消耗品	○	
*小修理及び整備		
タイヤの交換	○	
チューブの交換	○	
バッテリーの交換	○	
タイヤチェーンの交換	○	
シートカバー交換	○	
カークーラーの修理調整	○	
その他ファンベルトの修理交換等で受託者の責任によらない修理	○	
*その他		
通行料	○	
駐車料	○	
シートカバーのクリーニング	○	

I 業務実施場所等

1 業務場所

島田市神座及び横岡地先 大井川水路橋監視小屋

2 業務日

日曜日から土曜日まで

3 業務時間

午前6時から午後8時までとする。ただし、正午から午後1時までの間も、業務を行うものとする。

II 委託業務内容

1 本個別仕様書における業務は、大井川左岸（神座）と右岸（横岡）を結ぶ水路橋における歩行者、自転車等及び時間帯一方通行による車両が、安全に通行することができるよう通行管理等を行うものとする。

2 通行管理等に関する業務

(1) 施設点検に関する業務の内容は、以下のとおりとする。

ア ゲート開放前の点検

イ 通行方向切替に伴う車両排除時間中の点検

ウ ゲート閉鎖後の点検

(2) 通行方向管理に関する業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 午前6時にゲートを開放

イ 午後8時にゲートを閉鎖

ウ 車両の一方通行規制を実施

エ 2時間（15分間の車両排除時間を含む）ごとに、車両通行方向を変更

(3) 通行車両監視に関する業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 業務開始から午前10時までは兩岸に監視員を配置し、以降は出口側に監視員を配置

イ 入橋不可車両の排除

ウ 制限速度遵守の徹底

エ 通行区分帯通行の徹底

(4) 時間帯、種類ごとの通行量の調査

(5) その他通行管理等に関する業務に付随する業務

3 緊急対応に関する業務

(1) 通行止めの措置を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 気象に関する警報等が発表された場合

イ 震度5以上の地震が発生した場合

ウ 水路橋で事故が発生した場合

エ 施設に不備が見受けられた場合

(2) 緊急車両が通行する場合の通行路の確保

4 その他各業務に共通する事項

- (1) 業務内容の詳細については、別途、業務詳細説明書により示す。
- (2) 各業務の履行については、業務が完了するまで継続しなければならない。

Ⅲ 使用することができる設備、機器等

- 1 使用することができる設備、機器等（以下「備品等」という。）は、以下のとおりとする。なお、使用することができる備品等の利用の可否等は、受託者において考えるものとする。ただし、使用することができる備品等は、現段階での想定のため、今後変更する可能性がある。

備品等	個数	備考
監視小屋（机付き）	2	両岸各 1
監視小屋鍵	6	2 ケ（両岸各 1） 1 組
監視小屋エアコン	2	両岸各 1
椅子	2	両岸各 1
ゲート鍵	6	両岸共通鍵
簡易トイレ	2	両岸各 1

- 2 使用することができる備品等における委託者との協議は、受託者決定後に行うものとする。なお、受託者決定後、速やかに協議を行うことができるよう、事前に活用方法を検討しておくこと。
- 3 簡易トイレの維持管理に係る費用は、受託者の負担とする。

Ⅳ 参考数値

別紙のとおり

水路橋進入車両集計表(H28年度)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

区分	島田側			金谷側			合計		
	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者
4月	12,249	170	440	7,770	110	212	20,019	280	652
5月	12,046	227	343	7,663	134	295	19,709	361	638
6月	12,849	217	329	7,665	89	211	20,514	306	540
7月	12,881	241	420	7,921	142	354	20,802	383	774
8月	12,278	221	395	7,921	129	395	20,199	350	790
9月	12,403	188	301	7,757	126	272	20,160	314	573
10月	12,863	254	301	8,238	145	230	21,101	399	531
11月	12,785	231	316	8,128	133	226	20,913	364	542
12月	12,610	150	352	8,220	98	214	20,830	248	566
1月	12,102	109	344	7,489	49	253	19,591	158	597
2月	9,899	94	312	4,318	38	242	14,217	132	554
3月	13,406	148	340	8,221	71	279	21,627	219	619
合計	148,371	2,250	4,193	91,311	1,264	3,183	239,682	3,514	7,376
1ヶ月平均	12,364	188	349	7,609	105	265	19,974	293	615
1日平均	406	6	11	250	3	9	657	10	20

平成29年度水路橋進入車両集計表

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

	島田側			金谷側			合計		
	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者
4月	12,893	162	500	7,832	113	369	20,725	275	869
5月	12,857	244	486	8,291	142	317	21,148	386	803
6月	13,145	183	398	8,048	114	285	21,193	297	683
7月	13,057	250	490	8,063	142	345	21,120	392	835
8月	12,822	197	361	8,106	132	222	20,928	329	583
9月	12,537	247	394	8,081	106	234	20,618	353	628
10月	12,869	221	361	8,105	64	237	20,974	285	598
11月	12,530	169	362	8,231	86	231	20,761	255	593
12月	12,392	132	427	8,288	69	239	20,680	201	666
1月	11,826	101	328	7,617	68	202	19,443	169	530
2月	11,110	90	335	7,182	51	232	18,292	141	567
3月	12,602	143	356	8,186	102	242	20,788	245	598
合計	150,640	2,139	4,798	96,030	1,189	3,155	246,670	3,328	7,953
1ヶ月平均	12,553	178	400	8,003	99	263	20,556	277	663
1日平均	413	6	13	263	3	9	676	9	22

平成30年度水路橋進入車両集計表

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

区分	島田側			金谷側			合計		
	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者	車両	バイク	自歩行者
4月	11,940	176	376	7,671	114	355	19,611	290	731
5月	12,288	177	471	7,769	102	336	20,057	279	807
6月	12,220	158	341	7,755	86	263	19,975	244	604
7月	12,061	163	351	7,356	90	222	19,417	253	573
8月	12,274	146	342	7,714	121	356	19,988	267	698
9月	11,319	101	291	7,390	76	186	18,709	177	477
10月	13,311	160	386	8,617	105	342	21,928	265	728
11月	12,781	157	352	8,269	97	300	21,050	254	652
12月	12,466	100	364	8,428	73	200	20,894	173	564
1月	12,133	95	318	8,070	65	230	20,203	160	548
2月	11,520	81	259	7,884	54	158	19,404	135	417
3月	12,738	97	284	8,618	70	205	21,356	167	489
合計	147,051	1,611	4,135	95,541	1,053	3,153	242,592	2,664	7,288
1ヶ月平均	12,254	134	345	7,962	88	263	20,216	222	607
1日平均	403	4	11	262	3	9	665	7	20

島田市自動車運転管理等業務包括業務委託 個別仕様書（学校教育課業務）

業務実施場所等

1 業務場所

島田市身成1532番地 鍋島公会堂 ほか

2 業務日

(1) 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（「以下、休日等」という。）を除く。）

(2) 運行計画のある日曜日、土曜日及び休日等

3 業務時間

委託者が指定する業務時間（4時間）とする。

委託業務内容

1 神座小学校及び北中学校の登下校に係るスクールバス運行業務

(1) 登下校で使用する車両は、以下のとおりとする。

車名	登録番号	初年度登録年月	型式	乗車定員
日産 キャラバン	静岡301に750	平成17年 3月	TA-QGE25	10人

(2) スクールバスの運行業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 年度当初に対象学校へ短縮日課等、年間予定の確認

イ 毎月15日までに対象学校からスクールバス運行希望表の受領

ウ コミュニティバス時刻表と照合し、運行予定表を作成

エ 作成した運行予定表を、対象学校と学校教育課へ送付

オ 作成した運行予定表に基づくスクールバスの運行

カ 学校の登下校時刻変更等に対する運行時間変更等による対応

(3) 事故等の対応については、以下のとおりとする。

ア 交通事故が発生した場合は、速やかに人命救助及び警察・学校教育課への連絡等、適切な処置をとること

イ 事故発生等により、児童生徒の登下校に支障をきたす場合には、安全な代替輸送手段を確保すること

ウ 事故による補償や交渉に際しては、誠意と責任をもって対応すること

エ 事故の詳細、経過報告は報告書をもって行うこと

(4) スクールバスの運行区間は以下のとおりとする。

ア 通常登下校の場合

(ア) 鍋島地区児童生徒

登校時：鍋島 山の家（約3km）

山の家からコミュニティバスで登校

下校時：山の家 鍋島（約3km）

学校から山の家まではコミュニティバスを利用

(イ) 丹原地区児童生徒

登校時：なし

コミュニティバスで登校するため不要

下校時：山の家 丹原（約3km）

学校から山の家までコミュニティバスを利用

イ 臨時下校の場合（年間：北中学校10日程度、神座小学校20日程度）

短縮日課等で下校時に適当なコミュニティバスがない場合は、学校からスクールバス等で対応する。その場合は通常コミュニティバスで下校している児童生徒を含め、学校から自宅最寄りのバス停まで送る。

下校時：北中学校 御堂沢（約17.5km）

北中学校 丹原・鍋島（約11km）

北中学校 上相賀（約5.6km） 必要に応じて運行

神座小学校 丹原・鍋島（約7km）

(5) 対象児童生徒は以下のとおりとする。

原則、鍋島・丹原地区在住の児童生徒

ただし、短縮日課等で下校時刻にコミュニティバスがない場合は、通常伊久美線・川根温泉線・相賀線を利用し、下校している児童生徒も対象となる。対象児童生徒の詳細は別紙のとおり。（毎年変動有り）

2 バス運行以外に関する業務

スクールバスの日常管理業務の内容は、以下のとおりとする。

ア スクールバスの洗車、ワックス、車内清掃

イ スクールバスの日常点検

3 その他各業務に共通する事項

(1) 業務内容の詳細については、別途、業務詳細説明書により示す。

(2) 各業務の履行については、原則として当日中の業務が完了するまで継続しなければならない。

(3) 業務に係る消耗品等の負担は、別紙費用負担区分表のとおりとする。

(4) 使用する車両については、委託者が無償で貸与する。

委託要件

1 スクールバスの運行業務を行う者は、普通自動車免許を取得している者とし、健康で、高い安全意識と運転技術を有し、安全運転を継続的に遂行することが可能な者でなければならない。

2 スクールバスの運行業務にあたり、以下の条件以上の保険に受託者負担で加入することとし、保険証の写しを委託者に提出すること。

(1) 対人賠償：無制限

(2) 対物賠償：無制限

(3) 人身障害：無制限

(4) 車両保険：任意加入。受託者の判断によるものとし、委託者は費用を負担しない。ただし、業務履行に伴いスクールバスを滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原状に回復しなければならないものとする。

参考数値（学校教育課業務の運行実績）

1 過去3年間運行実績

H30	H29	H28
213日	212日	204日

2 走行距離実績（平成31年度）

年間走行距離	3月末距離	4月当初距離
3,922km	83,131km	87,053km

令和2年度スクールバス利用予定者(R1.9現在)

NO	学校	学年	降車場所 (バス停名)	氏名	備考
1	北中	1	丹原	A	川根温泉線(丹原地区)
2	北中	1	御堂沢	B	伊久美線(白井地区) (自宅~御堂沢バス停までは親の送迎)
3	北中	1	本通3丁目	C	伊久美小 小規模特認校制度利用 (伊久美線・川根温泉線・相賀線利用可)
4	北中	1	二俣	D	伊久美線
5	北中	2	長島	E	伊久美線
6	北中	2	長島	F	伊久美線
7	北中	2	川口	G	伊久美線
8	北中	2	小川橋	H	伊久美線
9	北中	3	長島	I	伊久美線
10	北中	3	長島	J	伊久美線
11	北中	3	犬間橋	K	伊久美線
12	北中	3	伊久美小学校	L	伊久美線
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

令和2年度スクールバス利用予定者(R1.9現在)

NO	学校	学年	降車場所 (バス停名)	氏名	備考
1	神座小	1	川口	M	伊久美線・川根温泉線
2	神座小	1	川口	N	伊久美線・川根温泉線
3	神座小	5	川口	O	伊久美線・川根温泉線
4	神座小	6	長島	P	伊久美線・川根温泉線
5	神座小	6	川口	Q	伊久美線・川根温泉線
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

(別紙)

費用負担区分表

項目	委託者	受託者
*車検		
車検整備	○	
重量税	○	
自動車税	○	
自賠責保険	○	
自動車任意保険		○
*法定点検		
点検整備	○	
*燃料		
燃料	○	
*油脂		
エンジンオイル	○	
デファンシャルオイル	○	
トランスミッションオイル	○	
ブレーキフルード	○	
グリース	○	
その他オイル類	○	
*消耗品		
オイルエレメント	○	
ランプ		
ウインドウォッシャー液	○	
バッテリー液	○	
ワックス	○	
不凍液	○	
ウエス	○	
油膜取り	○	
曇り止め	○	
消臭剤	○	
タイヤクリーナー	○	
セーム皮	○	
洗車ブラシ	○	
カーシャンプー	○	
タール落とし	○	
手袋	○	
バケツ	○	
その他通常の良好な車両管理に必要な消耗品	○	
*小修理及び整備		
タイヤの交換	○	
チューブの交換	○	
バッテリーの交換	○	
タイヤチェーンの交換	○	
シートカバー交換	○	
カークーラーの修理調整	○	
その他ファンベルトの修理交換等で受託者の責任によらない修理	○	
*その他		
通行料	○	
駐車料	○	
シートカバーのクリーニング	○	

島田市自動車運転管理等業務包括業務委託 個別仕様書（保育支援課業務）

業務実施場所等

1 業務場所

島田市向谷四丁目1084番地の1 島田市立第一保育園

2 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

3 業務時間

原則、午前8時から午前10時までと午後1時15分から午後5時15分までとする。

委託業務内容

1 園舎内外の環境整備業務

(1) 定期環境整備業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 職員室、保育室、遊戯室、更衣室、トイレ、階段、玄関、玄関ホール、靴箱及びテラスの清掃

イ エプロン、台拭き及びタオル等の洗濯

ウ 燃えるごみ等のごみ出し

エ その他定期環境整備業務に付随する業務

(3) 定期環境整備以外の業務の内容は、以下のとおりとする。

ア カーテン（年1回）及び玩具カバー等の洗濯

イ 保育に必要な物品及び補修ボックスに入っている物品の作成及び修理

ウ その他定期環境整備以外の業務に付随する業務

2 園の運営業務

(1) 職員への保菌検査キットの配布と回収準備

(2) 業務中における災害時又は緊急時の対応は、以下のとおりとする。

ア 保育園危機管理マニュアルに応じた対応

3 その他各業務に共通する事項

(1) 業務内容の詳細については、別途、業務詳細説明書により示す。

(2) 業務に必要な消耗品等に係る費用は、委託者負担とする。

(3) 各業務の履行については、当日中の業務完了を原則とするが、個別に指定されたものについては、期限内に遅滞なく業務を完了することとする。

使用することができる設備、機器等

1 使用することができる設備、機器等（以下「備品等」とする。）は、以下のとおりとする。なお、使用することができる備品等の利用の可否等は、受託者において考えるものとする。ただし、使用することができる備品等は、現段階での想定のため、今後変更する可能性がある。

備品等	個数	備考
キャビネット	3	職員と共有
職員室内カラーボックス	1	職員と共有
長机	1	職員と共有
椅子	1	職員と共有
掃除機	1	職員と共有
運搬用荷台	1	職員と共有
洗濯機	2	職員と共有
乾燥機	1	職員と共有
ミシン	1	職員と共有
アイロン	1	職員と共有

2 使用することができる備品等における委託者との協議は、受託者決定後に行うものとする。なお、受託者決定後、速やかに協議を行うことができるよう、事前に活用方法を検討しておくこと。

参考数値

1 環境整備に関する業務

	備考	参考稼働時間
毎日の朝の園舎内の掃除	保育室、廊下・玄関ホール・階段・職員室・遊戯室	1 時間
毎日のトイレ掃除	職員トイレ 3 カ所 園児用トイレ 3 カ所	1 箇所につき 1 5 分位
毎日のテラス・玄関靴箱掃除		1 5 分位

2 洗濯業務

	備考	参考稼働時間
給食関係	R 元年度乳児 42 名 エプロン 10 枚 給食帽子 10 枚 口拭き 45 枚 ふきん 12 枚 * 2 回に分けて洗う * 口拭きは乳児人数プラスアルファの数	20 分 × 2 回
汚れもの	雑巾 18 枚 足拭きマット 12 枚 手拭タオル 3 - 4 枚 * 2 回に分けて洗う オムツ替えマット 2 ~ 4 枚 * 季節や天気によって数は変わる	20 分 × 2 回
調理員トイレ用ズボン	1 本 朝一で洗濯	20 分

3 ゴミ出しに関する業務

	平成 30 年度	備考
燃えるゴミ	1 回に出す量 約 62kg	
燃えないゴミ	月約 15 ~ 25kg	月により差有
古紙・段ボール	4 月 153kg (年最大) 10・11・1 月 13kg (年最小)	月により差有

(参考資料)

